

令和3年7月1日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和3年6月25日付託分)

## 附属資料

総務局

目 次

	ページ
神奈川県税条例 新旧対照表 .....	1

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条～第16条の6（略）                      （法人又は個人の所得の区分経理の義務）</p> <p>第17条 法第72条の23第2項に規定する医療法人若しくは農業協同組合連合会（以下「医療法人等」という。）又は法第72条の49の12第1項ただし書に規定する個人で事業税の納税義務があるものは、当該医療法人等又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項又は第72条の49の12第1項ただし書の規定により当該医療法人等又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額                      _____                      _____又は総収入金額及び必要経費に算入されない部分とその他の部分とを区分して経理しなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上の区分に属する事業を併せて行う法人及び県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業ごとに区分して経理しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 電気供給業のうち、法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）、<u>同号</u>に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）<u>又は同号に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>3（略）                      （法人の事業税の税率）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、<u>発電事業等</u>及び<u>特定卸供給事業</u>を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等</u>及び<u>特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>第1条～第16条の6（略）                      （法人又は個人の所得の区分経理の義務）</p> <p>第17条 法第72条の23第2項に規定する医療法人若しくは農業協同組合連合会（以下「医療法人等」という。）又は法第72条の49の12第1項ただし書に規定する個人で事業税の納税義務があるものは、当該医療法人等又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項又は第72条の49の12第1項ただし書の規定により当該医療法人等又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは個別帰属益金額及び損金の額若しくは個別帰属損金額又は総収入金額及び必要経費に算入されない部分とその他の部分とを区分して経理しなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上の区分に属する事業を併せて行う法人及び県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業ごとに区分して経理しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 電気供給業のうち、法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）<u>又は同号</u>に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）                      _____</p> <p>(3)（略）</p> <p>3（略）                      （法人の事業税の税率）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等<u>及び発電事業等</u> _____を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u> _____に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>

改 正	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第18条の2～第34条 (略)</p> <p>(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載等の義務)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の特別徴収義務者は、同項の帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、当該</p> <hr/> <p>帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもつて当該帳簿の</p> <hr/> <p>備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>4 前項の規定により備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</p> <p>第36条～第81条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>8 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分</p> <hr/> <p>の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p> <p>(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第18条の2～第34条 (略)</p> <p>(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載等の義務)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の特別徴収義務者は、同項の帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、<u>知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもつて当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の承認に係る手続その他の必要な事項については、法第750条(第5項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。</u></p> <p>5 第3項の承認を受けている</p> <hr/> <p>帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</p> <p>第36条～第81条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>8 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p> <p>(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一</p>

改 正	現 行
<p>課税)</p> <p>9 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額_____が年4,000万円以下のものに対する各事業年度分_____の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。</p> <p>10 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、法人税額_____の課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。</p> <p>11 法人税額_____の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「年4,000万円」とあるのは、「4,000万円に当該法人税額_____の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 県と他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人に対して附則第9項の規定を適用する場合において、法人税額_____が年4,000万円（附則第11項に規定する法人にあつては、同項の規定により読み替えられた金額）以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。</p> <p>14 (略)</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業</p>	<p>課税)</p> <p>9 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。</p> <p>10 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。</p> <p>11 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「年4,000万円」とあるのは、「4,000万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 県と他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人に対して附則第9項の規定を適用する場合において、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円（附則第11項に規定する法人にあつては、同項の規定により読み替えられた金額）以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。</p> <p>14 (略)</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気供給業（小売電気事業等及び発電事</p>

改 正	現 行
<p>等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>16～45 (略)</p>	<p>業等 _____ を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び<u>発電事業等 _____</u>に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>16～45 (略)</p>